

令和2年度(2020年度)第1回北海道子どもの未来づくり審議会
子ども・子育て支援部会 議事録

日 時：令和3年(2020年)2月16日(火) 18:00～19:00
場 所：かでの2・7 820会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

《開 会》

【子ども子育て支援課 寄木課長補佐】

定刻になりましたので、ただ今から、「令和2年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、御出席くださいます、ありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども子育て支援課課長補佐の寄木です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回の開催方法ですが、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、オンラインと会場での対面と合わせての開催としております。

また、会場の決まりによりまして、対面では1m以上の間隔を開けることが義務づけられておりますことから、委員の皆様の間隔を1m以上開け、さらに、机にパーテーションを設置させていただきました。

次に、留意事項ですが、発言される方は、毎回お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

また、オンラインで参加の方は、発言される時以外は、マイクをミュートにしてくださいようお願いします。

何かと御不便をおかけすることもあるかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。この後、開会の挨拶と事務局の説明時の際に前の方の席でさせていただきますのでどうか御了承下さい。では、開会に当たりまして、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長から御挨拶を申し上げます。

【子ども子育て支援課 吉田課長】

子ども子育て支援課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。このオンラインと対面と併用ということでいろいろ御迷惑をおかけしながらの開催となりますが御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

今申しあげましたように、コロナの関係でこういった中で子どもさん親御さんを支

援する施策をどのようにやっていこうかと非常に悩みながら進めてございます。

また、皆様方も現場で働かれています方、そしてまた現場の方を御指導する方、本当に大変感謝申し上げます。そしてまた私どもの御相談にもものっていただきまして、本当に感謝申し上げます。この子ども・子育て支援部会、北海道として支援するためにはどのようなことを機能したらいいのか、やっていったらいいのかということをいろいろ皆様から御審議いただく場でございますが、何せコロナ禍でございますから、今回はまずですね、道が行っているコロナの対策について御説明させていただきたいと思っております。そういった中で皆さん保育や、教育されている方、非常に苦しみながらやっておられますが、まずは大事な対策のことを御説明させていただき、その後、国の方で待機児童の解消に向けまして新たな案を出してございますので、それについても御説明させていただいた上で、皆様方の御助言などをいただいて、また、この中でとにかく子どもさんが過ごしやすい環境づくりを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《部会成立宣言・委員紹介》

【子ども子育て支援課 寄木課長補佐】

それでは次に、部会の成立について申し上げます。本日は、大越委員、菅原委員、前田委員、池部委員の4名の委員から欠席される旨の御連絡をいただいております。

現時点で、委員総数17名のうち、13名の出席をいただいておりますことから、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」第27条第2項の規定に基づき、本部会が成立していることを御報告申し上げます。

では次に、今回、新しく委員になられた皆様を御紹介させていただきます。

- ・北海道私立幼稚園協会の米永委員様です。
- ・日本労働組合総連合会北海道連合会の田中委員様です。
- ・公募委員の櫻井委員 様です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料ですが、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1「新子育て安心プランの概要」、資料2「保育関連施設等における新型コロナウイルス感染症対策関連事業」をお配りしております。不足などがございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の日程ですが、次第にありますとおり、「部会長及び副部会長の選任について」、報告事項として、「新子育て安心プランについて」、「新型コロナウイルス関連施策について」となっております。終了時間は19時を予定しております。

《部会長・副部会長の専任》

【子ども子育て支援課 寄木課長補佐】

それでは、次第の2、部会長に入らせていただきます。委員改選に伴う部会長の選任につきましては、子ども・子育て支援部会設置要綱第3条第4項に「部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する」と規定されており、引き続き、審議会会長の松本会長に部会長も務めていただくこととしておりますことを御報告します。

それでは、松本部会長から御挨拶をお願いします。

【松本部会長】

どうも皆さんこんばんは。新たにまた、部会長を引き続いてお引き受けすることとなりました。コロナ禍の中で、あちらこちらで言われておりますけれども、子育てをしている状況がかなり厳しくなっている御家庭が増えてきた、目立つようになってきたということが実際そうなのだろうと思います。

その中でどういったことができるのか、なかなか見えにくいような問題もあるかと思しますので、そうしたものをどんなふうにキャッチをして、孤立をしない形での子育てができるようにしていったらいいのか、ということについて色んな意見を交わしていかなければいけない場になっていると思います。どうぞよろしく願いいたします。

【子ども子育て支援課 寄木課長補佐】

ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行につきましては、松本部会長にお願いしたいと思っております。

【松本部会長】

それでは引き続き議事に入ります。今日は特に審議事項はございません。報告事項は2点でございます。早速、事務局の方から御報告をお願いしたいと思います。まずは1点目についてお願いします。

私の方で、副部会長の選任について御報告をするということになっておりました。これは、設置要綱第3条第5項に「副部会長は 部会委員の互選により定める」と規定されておりますが、皆様から推薦はありませんか。

特になければ私としては、前回も副部会長をしていただいております札幌国際大学人文学部教授の品川委員に、引き続き副部会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員一同】

(異議なし)

【松本部長】

それでは、副部長を品川委員にお願いすることといたします。品川副部長、一言、御挨拶をお願いいたします。

【品川副部長】

前回に続いて、何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

《報告事項①・②》

【松本部長】

それでは報告事項に早速入りたいと思います。2つは一括して御報告いただくということですね。それでは一括して御報告いただいた後、意見交換というふうにしたいと思います。よろしく申し上げます。

【子ども子育て支援課 隈部係長】

保健福祉部子ども子育て支援課保育育成係長をしております隈部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では御説明させていただきます。

私の方からは報告事項といたしまして、1番の「新子育て安心プランについて」と2番の新型コロナウイルス関連政策についてお話させていただきます。まず資料1にあります「新子育て安心プランの概要」に基づき御説明させていただきます。

皆様御承知のとおり、保育所や認定こども園等の保育施設は、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込みと確保方策を設定しており、計画的に整備が進められているところですが、待機児童がなかなか解消できない現状を踏まえ、平成30年度に待機児童の解消に特化した計画として国が策定したのが「子育て安心プラン」になります。

資料1の真ん中辺りにある所で、目標は3年間で約32万人分の保育の受け皿確保等に取り組むプランでございます。しかし、令和2年4月1日現在の全国の待機児童数は12,439人となり、国の目標期間として設定としていた、令和3年3月31日までに待機児童を0人にするという目標の達成は困難とのことで、令和2年12月に、国において、令和3年度から令和6年度末までの4年間を計画期間として待機児童を解消することを目的とした、「新子育て安心プラン」が策定されました。

資料1枚目の中程に「新子育て安心プランにおける支援のポイント」とありますが、①から③の事項が記載してあるところです。今年度末までの「子育て安心プラ

ン」と同様に、①の保育の受け皿整備をはじめ、②の保育人材確保、③の地域の子育て資源の活用といった、複数の取組を総合的に進め、待機児童の解消に取り組んでいくこととされております。

道においても、令和2年4月1日現在で134名の待機児童が発生しております。

待機児童の発生要因は自治体により原因は様々ですが、道内で待機児童が発生している自治体の傾向として、市町村内の一部地域に人口増が起きて受け皿が不足しているケースや受け皿はあるものの、保育士不足により子どもの受け入れが困難なケースが見受けられることから、待機児童が発生している市町村に昨年度ヒアリングを行うなどし、保育提供区域ごとの整備計画の再検討についての助言や資料にあります国の施策に対応した受け皿確保の支援や保育人材の確保について、取り行ってきたところでございますが、来年度につきましても、引き続きこうした施策を道としても取り組んでまいりたいと考えております。

なお、道内の市町村の子育て安心プランの策定については、受け皿確保のための補助金のかさ上げをという項目があるのですが、こちらを希望する市町村については2月中までに、そのほかの市町村については、5月末までに子育て安心プランの実施計画を策定し、国へ提出することとなっていることから、現在作業を進めているところです。大変短い説明ではありますが、子育て安心プランについては以上になります。

続きまして資料2の方を御覧いただきたいのですが、新型コロナウイルス感染症関連の道におけるどのような取組を行っているかについて御説明させていただきます。

資料の2の1枚目を御覧いただきたいのですが、保育関係施設に対する新型コロナウイルス関連施策をまとめた表にしております。

これまで国の一次補正、二次補正において、保育園を始め、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業も含め、衛生用品の購入費用や人件費等のかかり増し経費を支援するものとして、令和元年度末から令和2年度にかけて補助を実施してきているところです。

表の1番上を御覧いただきたいのですが、一次補正については、令和元年度末から令和2年度を対象といたしまして認可保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設及び9つの地域子ども・子育て支援事業に対し、衛生用品・備品等を購入した際の経費を支援することとしており、1施設・事業当たり50万円を補助するもので、こちらについては既に市町村等を通して事業が実施されているところです。

次に、表の二段目の二次補正については、一次補正の事業者には児童館等の児童厚生施設が加わり、支援の内容も、衛生用品・備品等の購入に加え、職員の方がコロナ禍においても継続して事業を実施できるよう、消毒作業に要する時間に対する人件費の補助などを対象に加え、1施設・事業当たり50万円を補助するもので、これは令和2年度中の事業に対して補助を実施しているところです。

表の3番目になりますが、これから行う国の三次補正においては、二次補正までの

対象施設に、これまで対象から外れていた居宅訪問型事業、いわゆるベビーシッターも対象に加え、令和3年1月から令和4年3月31日までの15か月を対象に、二次補正と同様に、衛生用品等の購入費用や人件費等のかかり増し経費を補助するものです。

一次補正、二次補正と異なる部分としては、これまでの補助が1施設・1事業当たり50万円であったのに対し、施設の定員や支援の単位等により、30万円から50万円の補助に内容が変更しております。

この3次補正については、現在国において要綱の改正の準備を進めているところでありまして、令和2年度中に実施をしたいという市町村ですとか、事業の分につきましては、今後市町村等を通して申請依頼を行う予定となっております。

次に、資料2の2枚目を御覧ください。補助金以外のコロナウイルス関連施策として、道では昨年9月から、児童福祉施設等の職員の方に向け、感染の拡大を防止するための技術的な助言を行う相談窓口や職員の方の心理的不調に対応する相談窓口を設置いたしました。

感染症の相談窓口については、北海道医療大学の塚本容子教授にアドバイザーになっていただき、施設等からの相談に電話やメールでお答えするほか、実際に保育所や放課後児童クラブを訪問し、消毒の方法等を説明した動画を昨年ホームページ上で公開しております。

なお、今月末実施する、地域子育て支援拠点の研修ですとか放課後児童クラブの職員向け研修においても、コロナ禍における支援のあり方についての講義を実施する予定です。

また、保育従事者の皆様は、子どもと直接的な接触を避けられない中、自らの感染リスクを抱えながら、業務を継続していただいております、その肉体的・精神的負担は大変大きいものと承知しております。

こうした職員の方の心理的不調に対応するため、道立精神保健福祉センターにおいて、心理的不調に対する相談について専門の相談員が電話や訪問、リモートで対応できるよう、専門窓口を設置しておりますので、こちらも積極的な活用について市町村を通して周知をしているところでございます。以上、簡単ではございますが私からの説明を終わります。

【松本部長】

御説明ありがとうございました。新子育て安心プランについての内容と新型コロナウイルスの関連施策について御説明いただきました。確認ですが、安心プランと関連対策の資料1枚目は国事業を受けて、道が行うというものですね。この2枚目は道の単独ですね（事務局同意）。今の御説明に関連した御質問・御意見あればお願いいたします。

【櫻井委員】

職員ではないので、お母さんの立場からですが、資料2の相談窓口のところで、先生方にメンタルヘルスに関する相談を受けていただけるということで、連絡先を見たら平日の9時から5時までの受付で、私は保育士ではないのでわからないのですが、職員の先生方はこのとき仕事をしていて、電話はできないのではと率直に感じてしまったのですが、どうかと思い質問させていただきました。

【松本部長】

相談時間というのは、大事なことだと思います。今の点について、事務局の方から御説明をお願いします。櫻井委員の御発言の趣旨は、9時から5時ではまずいよねという趣旨も含んでの御質問かと思しますので、お考えをいただければと思います、

【子ども子育て支援課 中村補佐】

先ほど御説明のとおり、メンタルヘルスの相談窓口ということで、昨年から設置しておりますが、当課としても専任の職員を配置しなければならないということで、きちんと相談が受けられる、事務職ではダメなものですから、資格を持った保健師ということで、なかなか保健師の確保というのが、内情をお話しますと難しいということでございます。

1名保健師を確保の上、専任の職員として精神保健福祉センターの方で相談対応を受けていますが、複数の配置が難しいものですから、平日の日中の時間帯に相談窓口を開設しているという状況です。

今委員からお話のありました、時間帯というところで、相談しやすい時間帯を設ける点につきまして、今後検討していく必要があるのではと感じております。

【松本部長】

複数配置でないと時間の融通が難しいものですか。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

そうですね。

【松本部長】

相談件数はどのくらいあるのでしょうか。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

年度の途中で正確な集計はしていませんが、精神保健福祉センターの方では、メン

タルヘルスの一般的な相談も受けております。その中で、児童福祉施設ということ
で、名乗られて相談されているケースは、ほとんどいないということでお聞きしてお
りまして、原因としては、当初コロナの感染拡大が広まった3月・4月ぐらいの時点
ではまだ設置しておらず、設置が秋以降になってしまったものですから、ある程度落
ち着いたときに専用相談窓口の設置になったというのが、原因というふうに考えてお
りまして、周知も足りないのではないかとということで、複数回、市町村・施設に周知
は実施しておりますので、先ほどの時間帯も含めまして、相談しやすい窓口の設置と
いうのを考えていきたいと思っております。

【松本部長】

おそらく消毒はどうしたらいいのかといった、一般的なコロナ対策の対応は一旦落
ち着かれて、むしろ長期化する中でメンタルヘルス等の問題が出てきたのではないかと
想像いたしますので、一般相談の中に紛れているかのようにも思いますが、時間の
問題については、引き続き御検討いただければと思います。

その他、御発言等ございますでしょうか。

【木村委員】

待機児童の解消に向けた支援等について、確認とお願いがございます。今回のコロ
ナ禍の関係で、出生率が80万人を割るのではないかとされています。計算によっ
ては76万人くらいと。100万人を切る、90万人を切るとされていて、今回は
70万人台にまでなるという状況になると、本当に地方は厳しいのではないかと感じ
ております。

でも、一方で、都市では減るかもしれませんが、地方ではさほど変わらないのでは
ないかという状況もありますので、母子手帳の発行数とかですね、各市町村の状況
を確認していただきまして、それぞれ待機児童対策をどうするのかというのを北海道
としてグリップしていただきたいなと思っております。

北海道全体では、たしかに待機児童がいる大都市とそれぞれ幼稚園も保育所も定員
割れしているところを同時に同じ施策で対応するのは難しい状況にありますので、し
っかりとしたメリハリが必要だろうと思っています。

例えば、保育所のところでいうと、認可外の保育施設に通っていて、認可保育施設
に行こうとしたときに、加算と加点がされる部分において、企業主導型保育事業に入
っていても、例えば三年間入っていて、三歳児から認可保育所に行こうとしても、加
点がされないで、入れないという可能性が出てきています。しっかり保育を受けて
きていて、幼児教育無償化の施設にいたにも関わらず加点がされないというのは非常
におかしな状況ですから、その辺の対応をしっかりとお願いしたいと思っております。

あと、待機児童解消に関する実施計画を市町村が作成していて、2月までにという

お話がありましたが、以前ですね、平成25年度だったと思いますが、待機児童の解消加速プラン、こちらに関して市町村が実施計画を立てなければ、その後の補助金に関して、支援をいただけないということが実際ありました。これについて同じことがないように、各市町村において実施計画を立てるのであれば、ある意味不測の事態も含めてしっかりと計画を立てていくことも道として市町村にお願いをしていただきたいと思います。

令和2年度と令和3年度の予算について、繰越明許費が使えるのだと思いますが、市町村で分かっているところと分かっていないところ、それに伴って事業者が使えるのか使えないのかというところになるので、この辺もしっかりと確認をとって、早急に市町村に通達をしていただきたいと、そうでないと3月の第一回定例議会の方で予算を組むことすらできないで、結果として使えないという状況もあり得るかと思いますので、どこで使えてどこで使えないのか、そのためにはどういう方策を取らなければならないのか、事務的なことだと思いますので、しっかりと市町村に通知をしていただきたいと思います。以上です。

【松本部長】

木村委員から何点か御意見がありましたので、事務局の方から御説明をお願いします。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

待機児童対策ということで、国の支援プランに基づいて、先ほど御説明した国のプランを基本としつつ、道としても対策をとっていく形になります。先ほど委員がおっしゃったとおり、地域によって待機児童が発生している事情が様々であるのが現状です。

過疎地域においては、子どもが減っていて施設の統廃合が必要ですし、新しい住宅地ができたようなところは、受け皿が足りなくて待機児童が発生しています。それから、受け皿はあるけれども人材確保が厳しくて保育士を確保できずに定員まで受け入れることができないと。都市部であれば、割と確保は可能ですが、地方に行くと非常に厳しいと。

そういうような地域間格差があります。道としても、その施策を一律には思っていないので、去年も行っているのですが、各振興局に出向いて行ったり、振興局の職員も現地に入って、実際にお話を聞いたりしながら、一緒になって施策を進めていきたいと思っております。

それから、プランを立てた・立てないによる補助金のお話があったと思いますが、今現状ではプランがないから補助金が当たらないといった制度にはなっていません。プランの中での実施計画をあげることによって、そこで待機児童が出る見込みとなつ

ている場合には、かき増し率が上がるという制度になっておりますので、今待機児童が発生していて、施設整備を行うところはそこを活用しながら、積極的にやってくださいという形になっています。

あと、先ほどの予算の部分の話については、コロナ関係のお話ということでよかったですと思うのですが、なかなか国から要綱等が出てくるのが遅い状況でして、三次補正も今年、年度末になってから決まっているような状況の中で、要綱が出てくるのが遅くてなかなか市町村の方で対応できないという部分もありますので、情報提供については、早め早めに、正式な通知文が出る前に市町村等に対して事務連絡、施設についても連携を取りながら対応していきたいなと思っております。

【松本部長】

おそらく木村委員の方の御発言・御要望の趣旨は、諸般の制度の理解について、市町村でかなり差があるので、そこはきちっと道として通知を出すなどして対応してくれと、そういう趣旨でお間違いないでしょうか。

【木村委員】

ありがとうございます。そのとおりで、既に新型コロナ関連対策支援事業に関するFAQというのは、厚生労働から出ています。

ただし、それが市町村にいていないというのが実態ですので、もしなければ後で担当の方にお送りしますので、そこを確認していただいて市町村に送っていただければと思います。

【松本部長】

特にこの間、細かいことで動くことが多いとか、いろいろ変更することも多いので、そこはまめに、おそらく市町村の担当者の方も御理解に違いがあるのが実態だというのが木村委員の御発言だったと思います。

そこは道としても、そういうことがないように通知になるのか手段はあれですが、しっかりと対応していただければと思います。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

了解しました。

【宮崎委員】

資料1で新子育て安心プランの概要ということで、今御説明いただきましたが、この中で地域の特性に応じた支援の三つ目の人口減少というところですが、どうしても子育て安心プランが待機児童解消から逃げられないのですが、私実は、北海道支部の

他に東北・北海道の代表もしておりまして、各地域の人口減少の様相があまりにも進んでいる状態、それから北海道の中でも、新興住宅地に作った保育所で特定の年齢の子ども入所がゼロであるという相談を受けたりということで、全体人口が減っている。それから、特定の年齢が減っているということで、非常にその人口減少の悪さ加減が出てきているのではないかとということで、私のブロックとしては、人口減少の問題をきちっと考えなければならないのではないかとということで動いております。

そんなことで、北海道も札幌のようなところもあれば、函館・旭川のような中核市もあります、一般市もあれば町村もございます。その中で先ほど御説明の中で自治体毎に事情が異なるのお話もあったのですが、どこがどう違ってどこをどう対応しなければならないのかということを実際問題として、新子育て安心プランではなくて、北海道の問題としてどこか検討するところが必要なのではないかと。

北海道の中には、例えば、夕張のように一つの法人で一つの保育園を運営しているところもありますが、ここは法人内部の話としてできるはずです。一方、他市町村に目を向けると、公立の幼稚園があって、民間の保育園があって、無認可の保育園があるような場所をどうやって統廃合を進めていくのか、あるいはどうやってその町で保育を担保していくのかという現実的な問題が出てくるのかと思います。望ましいことではありませんが、どうしても運営できなければ園を閉鎖しなければならないという問題も出てきようかと思えます。

また、先ほどの説明にもありましたとおり、大都市札幌、北海道の大半の養成校がある札幌ですら、保育士の確保が難しい状態、いないでは済まされない状態についてどこかで継続的に考えていかなければならないと考えておりますので、その点、この子育て安心プランとは別のベクトルになるかもしれませんが、御検討いただきたいということ、それから、資料2のコロナの対策ということで、第一次・第二次・第三次ということで対策を打っていただいて大変ありがたいのですが、全国的に実は、私の方にも問い合わせがあるのが、市町村の方からこの物品の購入はダメといったようなことが言われていると。

先日内閣府の方にもお話をしておりましたのですが、国としてこれは良くてこれはダメということは言えないと、よく自治体に説明してほしいと受けたのですが、自治体のペーパーを見ますと会計検査院で何を言われるかわからないからこれはダメであるとか、この物は他の予算で購入することができるからこの補助金ではダメであるとか、市町村からの回答があつたりということで、ちょっとこれでコロナの対策をやってくださいというのは、どうなのかなということで、事業者がこういう物品を購入したいという意向を、実は北海道の様式は私旭川なので見ていないのですが、北海道の様式の中では、事業者がこういう物品を購入したいということの理由を確認することはされているのか教えていただきたいと思えます。

【松本部会長】

一点目については、大きな話になるので後にして、二点目の補助金の仕様について随分違うのではということに関してはいかがでしょうか。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

補助金の細かい点、対象事業の考え方等については、基本的に国の補助金をベースにしておりますので、国の考え方というのが基準になりますが、紛らわしいものについては、国の所管課に確認しまして、各市町村から問い合わせがありましたら、回答しているところです。

道が直接事業者に補助している部分については、コロナ対策ということで、対象経費は決まっているのでそこから外れることはできませんが、目的というところできちんとコロナ対策ということが申請書の中で整理されていれば、対象経費として認めるということで整理しておりますので、市町村への間接補助となってしまっている部分で、それぞれ市町村の考え方、市町村の規則の部分での補助要綱の考え方に若干のばらつきがあるのかなと思いますが、情報提供は先ほど委員がおっしゃっていたとおり、きちんとできるようにしっかりとやっていきたいなと思っています。

【松本部会長】

二点目については、よろしいですか。

【宮崎委員】

ある園は、倉庫一杯に消毒液が詰まっていると、これしか買えないということで。ある園ではアクリル板を購入したいけど、これは他の予算でも購入できるのでダメだと。違う県ではありますが。だいぶぎくしゃくがあるので、北海道ではそういうことがないように配慮いただきたいと考えています。

【松本部会長】

おそらく国の方では、最大限柔軟に対応していると思いますので、そこを都道府県レベルでもう少し周知するという事かなと思います。

【子ども子育て支援課 吉田課長】

個別に市町村から照会が来た場合は、実は私たちも言っているのですが、感染対策としてこれを使うということであれば、いいのではと。それをこれはダメ、あれはダメと言えないのではと実は言っていますので、もしもあれっていうのがあれば、お耳に入れていただければ、私等の方でもできるものは対応していきますので。

【宮崎委員】

よろしく申し上げます。

【松本部長】

あと、宮崎委員がおっしゃった一点目については、国の施策は分かるけど、道として、いろんな過疎地も含めて人口減少の問題なども異なっている中で、どんなふうに道として考えるのか、そういうことを議論する場が必要ではないかという発言の御主旨だったかと思いますが、木村委員が冒頭、地域によってだいぶ少子化の進み方が違うのではという発言も同じような問題意識からの発言かと思いますが、そこについてはどう思われますか。

今すぐにどうこうということではないにしても、引っ張らない形で何か議論を始めなければならないと思いますが、今の段階で何かお考えはありますか。

【子ども子育て支援課 吉田課長】

地域毎の特徴を踏まえ、道庁として大きな議論というのを、具体的に展開していこうということで議論をしたことは率直に申し上げてございません。

ただ、認識としては、地域によって異なるので、もっと大きい見方でやっていかないと、そもそも待機児童の問題もそうですが、少子化対策としてどうなのかといった問題意識は持っています。

そういった中で、現実的には今、本庁なり振興局なりが各市町村に出向いて、先ほど申し上げた母子手帳の話もそうですが、出生が今後どうなるのか、市町村でも自分たちの将来人口推計なるものを持っていますので、対策として人を入れるというか、そういうのもしていますので、そういう中でやっていますが、大きな視点ではまずいと思っていますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

なにせ私たちの部・課だけでは、なかなか話ができないところもあるので、他のところが追いついて来ないと、ということもあるので、その調整になると思いますのでお時間をください。

【松本部長】

よろしく申し上げます。まず、この部会でこの話が出たと、複数の委員から同じような問題意識が出たとお伝えいただければと思います。

【品川委員】

私の方では、新子育て安心プランにおける②の保育士の人材確保の関係でお話したいと思います。先ほど御説明の中にもあったように、受け皿があっても保育士がいなければ、待機児童の解消は難しいというのはこれまでの部会でも話が出ていたと思う

のですが、人材確保というと、一つには新卒で養成校を出て保育士になる、もう一方では、保育士の試験を受けて保育士になるというこの二つがあると思いますが、いわゆる18歳で養成校に入って出ていく人というのは、ここ数年入学者が厳しいです。今年もかなり厳しいです。卒業をしていく人は、かなり保育の現場に出て行くので、入った人がブレて、他の一般が増えているということではないと思います。

そういう意味では、他にいくつか取り組んでいただいていると思うのですが、中学生・高校生の進路を目指す人への働きかけ、保育はすばらしい仕事であるということを社会の中で認識していただくということが一つかなと思っています。

もう一つが、保育士試験を受けていただく方というのは、今年もやはり多くて、夏がコロナだったということもあって中止となっていました。冬試験を受ける方がすごく多くて、やはり受験者は多いなというのがあるのですが、それでちょっと思ったのが、②のところ保育補助者の活躍促進がありまして、これはたぶん子育て支援員のこと想定されているのかと思うのですが、今日まさに、午後から道の子育て支援員のフォローアップ研修を実施して私もお手伝いさせていただいたのですが、支援員の方はZOOMで研修を実施したのですが、やはり何人かの方は、勉強して保育士になりたいと思っている方がいらっしゃいます。

それはすごく頼もしいなと思っています。それで支援員の方が、保育士の試験を受けるときに、何らかの増えるような働きかけをすることも一つの方策であるほか、一つは、支援員の方、かなり熱心なんです。ただ、されている業務はかなり園によってばらつきがあるというのがあるのですが、どんな方でも保育に関わるともう少し専門的なことを知っていたらもっといい事ができるのにと考えていらっしゃるんですね。

今日は第一回の研修・フォローアップということで、どういう悩みや疑問をもっているのかという情報交換が一つのテーマだったので、専門的な研修というのとは少し違ったと思うのですが、でも、保育士と同じように関わり方の研修みたいなものは、今後保育の質の確保、補助だけれども補助としてこういう知識は必要だよというような研修を継続して持っていただくと保育の現場にもいいのではないかと思いますので、お願いと情報提供ということで発言させていただきました。

【山田委員】

人材確保というか保育士確保に向けてですが、私の団体で違う仕事をして高卒で入って来ているスタッフがいるのですが、保育士の資格を取りたくて受験をしたいと考えているのですが、国の要項になるのですか、平成3年3月31日以前の卒業であれば保育士の資格を受けられるのですが、平成3年4月1日以降の卒業の場合は、児童福祉施設で2年働くとか、2,880時間以上を満たさないと保育士試験を受けられないというところがあります。

それで、その人は子育て支援員を持っていて、保育士資格を取得したいと思っています。

るのですが、誕生日の関係で保育士の試験を受けられないことになっています。この辺りが、道と関係しないかも知れませんが、何か改善されれば受けたい人はいるのに受けられないというような、ジレンマが感じられまして、道として働きかけていただくとか、何か保育の方で働きかけていただくとか、何かできないのかと思いました。

それからもう一つ、新子育てプランにおける③の地域のあらゆる子育て資源の活用の中で、地域子育て支援拠点の預かり保育が道内なかなか進んでいないかなと思えます。なので、こちらの方の保育、地域子育て支援拠点での一時保育を進めていただいて、家庭で子育てされている子どもたちは、そういう普段利用している場所での保育をすることで、すごく安心・安定して保育されると思います。不定期で働かれている方とか、週数回の勤務の方などは、こちらの方で対応できるかと思うので、そちらの方も進めていただけたらいいのではないかと思います。この二点です。

【松本部長】

いまのところ、関連する御発言もありまして、保育士の受けるときの資格要件であるとか、子育て支援員が受験する際のインセンティブはできないだろうかとか、そういうルートをもう少し整備するとか、新卒だけではなくて、今の点について何か道としてお考えはありますか。急にどうのこうのということではないと思いますが。

【保健福祉部福祉局地域福祉課 永川補佐】

まず、若年層の保育士の確保という点について、道では若年層への取組として今実施しておりますのは、次世代の担い手育成という事業と職場体験事業というのをやっております。

次世代の担い手育成事業というのは、小中学校の先生から御要望をいただきまして、アドバイザーを学校に派遣して、そこで体験学習をしていただくような事業です。

職場体験事業につきましては、高校生等から福祉職場、保育所、介護老人保健施設でもいいのですが、体験したいという声をいただいて、受け入れてくれる施設を探してマッチングして、いずれもコロナ禍ということもありますけど、実施はしております。なかなか即効性のある事業とは言い難い状況ではありますけれども、そういった若い方に福祉、あるいは保育に親しんでいただく事業は非常に重要であると考えておりまして、こういった事業の周知促進に努めて参りたいと考えております。

それと保育士の受験資格につきましては、おっしゃるとおりかと思えます。卒業の仕方によって、必要となる実務経験の時間が異なっております。具体的に私どものところで認定作業をしておりますが、全く実務経験のない高卒の方ですと厳しいという部分はあるかと思えます。

ただ、そういった資格制限、受験資格を制限している背景としては、保育士の資質

の向上という面もあろうかと思しますので、どちらを優先するのか、門戸を広くしてどなたでも受験できるような体制がいいのか、ある程度実務経験のある方に絞った方がいいのか、議論の余地があるところだと思います。いずれにしても、国に対して要望しなければならないことではあります、持ち帰りまして検討させていただきたいと思えます。

【松本部長】

資格の要件については、今この場できちっと決めなくていいと思えますが、子育て支援員に関して、受験資格がある人でもうちょっとインセンティブがあって受験を促進するようなそういう手立てみたいなのはありませんかというのが、具体的な提案として品川委員から出ていたと思えますが、そこについては如何でしょうか。

中高生への働きかけはわかるし、受験資格については、ここで決めるといったものではないと思えますが。いろいろ御意見が出た中で、品川委員の発言について、道として何かできるかどうかということだと思えます。

【子ども子育て支援課 吉田課長】

来年度から保育士の確保等も当課の中にまた戻ります。なんとか一人でも多く確保をしなくてはというのは思っています。そして、今おっしゃっているインセンティブについてですが、個人的には必要だと思っています、今のところなかなか難しいところがあります。

私実は、介護も障がいも両方仕事をやっていたが、例えば介護職員を増やすのもインセンティブはないのかといった議論があった中で、お金というのはなかなか難しく、インセンティブの一つにすばらしい仕事であるということで、国を挙げてPRしてくれと要望に行ったこともあります。

そういうことでもしないと、障がいにいたときもそうでしたが、とにかく全国を挙げてすばらしい仕事であると、それで社会的な意味でのインセンティブというのでしょうか、それをお願いしに行ったことがあるのですが、残念ながら身についてはないのですが、そういったものはなかなかコロナで行きづらいのですが、そういったものを働きかけていきたいと思えます。

お金の面、そういった趣旨の御質問ではないかもしれませんが、そうしたインセンティブというのは、現状では非常に難しいので、何かいい方法がないかというのは御提案いただければ、できるものから対応したいと思えますので、逆に御提案いただければと思えます。

【品川委員】

具体的にというのは、私もすぐにこれが絶対にいいというものはないのですが、例

えば、ただ支援員として働くのではなく、支援として働きながら保育士を目指していく事業所か何かに、金銭的なものになるのか、受験に対する手当になるのか、そういう具体的なものを少し検討していただいて、今すぐではなく、そういうものを視野に入れながら、やっぱりそこは保育士になりたい、しかも仕事をしていいと思ってなりたいたいと思うわけですから、非常に戦力として期待できると思うので、そこをそのまま逃すのはもったいないというか、そのまま支援員のままでもいいやというよりは、向上を目指す方たちなので、大切にさせていただく方がいいかなという意味での御提案ですので、よろしくお願いいたします。

【松本部長】

具体的なアイデアも今すぐというわけではありませんので、委員の方も何かアイデアがあればお寄せいただければと思います。大変大事な点だと思います。

【白井委員】

資料1の②の部分ですが、保育補助者の活躍促進とありますが、こちらも市町村が手を挙げなければ、保育補助者をコロナ等の消毒の補助として雇うための補助金がつきません。

各園とも、こちらの補助金が使えれば、即保育補助者、例えば子育て支援の資格を勉強したりしている人を採ったりしたいといった意見はすごく多いのですが、うちの街は取り組んでいないので、採用できないというところが多いので、道としても是非宣伝していただいて、この補助金に参加するように言っていただけないかなと思います。

私の名寄市も保育補助者の活躍促進というところで、消毒等の補助職員というところで、子どもの見守りでしたり、遊具の消毒というところで、月10万円ほどの補助が付くことになりましたが、こういうのを各市町村でできるように道としても働きかけていただければなと思います。

【子ども子育て支援課 中村補佐】

先ほどもお話しました、コロナ関係の補助金のお話もそうですけれども、市町村への間接補助という制度上、取り組む・取り組まないといった点にバラツキがあるというのが現状でございます。

私どもも、そういった事業の実施状況もきちんと確認しながらやっているところで、そういう活用についても、働きかけながら実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【松本部長】

冒頭から特に、今の白井委員の発言もそうですが、市町村でバラツキがあるから道の方でも動いてほしいというお話がいろんな方から出ていると思いますので、特にコロナ関係で新設のもので細かいものがたくさんあって、市町村の方も追い切れないところがあるのだらうと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

【櫻井委員】

一つ親としての気持ちとして、プランとは関係ないかもしれませんが、私は子どもが二人いて上の子が小学校6年生軽度の自閉症があって、下の子が今3歳で地域の保育園に通っています。二人育てて思うのは、障がいがあってもなくても、子育てはすごく大変だなというのは感じています。幸いにといいかわかりませんが、上の子が自閉症だったおかげで、幼児期に児童発達センターに通って、家族支援を受けながら子育てをできました。

そのおかげで子育てをして大変でもいろんな人から支えてもらったという経験ができました。保育園でセンターのような家族支援は難しいと思うのですが、でも、センターに通っていたときに日常の先生たちとの会話の中で、先生たちが私のマイナスの気持ちとか、どんな気持ちも否定しないで自分の気持ちに寄り添って話をきいてくれたり、たいしたことはしていなくても、お母さん頑張っているねと褒めてくれたり、そういう日常の中での会話で、一人じゃないと思えたり、心強かったし、そういつていただけるので困ったときにも相談しやすかったなというのは感じています。

保育園でもすでにしてくれているところもあるかなとも思いますが、保育園の先生もお母さんの気持ちに寄り添ってサポートしてもらえたら、お母さんが孤立しない方法の一つかなと思いました。

【松本部会長】

保育の営みの中でとても大事なことをお話いただいたと思います。

【宮崎委員】

保育園をそういった目で見ていただき大変ありがとうございます。一番は保育士たちが聞くと大変うれしい言葉じゃないかなと思います。プランの中の地域のあらゆる子育て資源の活用という部分で、どこの自治体もたぶん切れ目のない支援をしていきましょうということが謳い文句になっていると思います。

3年前ぐらいでしたでしょうか、高橋はるみ知事の前で、ちょっと説明させていただいて、旭川の取組ということで、訪問型支援を実施させていただいておりますということで、保健師とタイアップして、保健師が巡回するだけではなく、保育士も巡回をして、遊びの場をお母さんと一緒にお子さんを真ん中に置きながら、定期的に訪問させていただくという形を実施しております。

去年コロナの関係で動けなくなってしまったのですが、定型的な保育所保育から離れた部分でのサービスというか支援のあり方というのもどこかで北海道の立場で情報発信していくと、これうちでもできそうだねという自治体はいくつかあるのではないかと思います。

街の大きさ、それから同じ課題、そういうところでヒントになるようなものの情報発信というのもしていただくと、何かできることをしたいなと思う人にとっては、ありがたいきっかけになるのではないかと思います。

私は旭川に声をかけて行っているのは、ゆるやかなレスパイトケアみたいなことをやっていきませんかということで、今お母さんがいっていただいたような定型的なサービスから漏れている部分を何かできないかというところで、今市と頭をひねりながら考えているところですので、そういった取組を道としても実施したら楽しいのかなと思っているところです。

【八乙女委員】

今のお話に関連して、私も今、就労支援を実施しているのですが、保育の仕事に就きたいけれども、年齢が高い方とかがたくさん子ども達に関わると腰が痛い、それで本当にこの仕事はすごく好きだけど体がついていかないといった声だったり、あとは、年齢がそこまでいかない方でも、例えば、持病の喘息があったりして、たくさんの子童に囲まれて体力を使う仕事はちょっと厳しいというお話も聞いたりします。

なので、レスパイトケアに基づいた、ちょっと訪問型の保育みたいながあると、そういう方々、保育の仕事にすごく情熱はあるけれども、体力的にたくさんの子童に囲まれるのは厳しい方にはとてもいい仕事にもなるのではないかと思います。そういう意味で保育と就労の促進になるので、いい取組になるのではと感じています。

【山田委員】

私のところでは、30年くらい前から家庭に出向いて保育をするということをやっています。お母さんがレスパイトの場合もありますし、理由を問わないで家庭に出向いて保育をしたり又は子ども遊び相手をしながらお母さんの相談を聞いたりということもあります。

ただし、やっているのは実習事業としてやっていて、制度の何かとつながってはいませんが、必要と続けてきています。

【松本部長】

ありがとうございます。いろんな形での子育て支援ということで、これはこれでまた情報交換の場があればと思います。櫻井委員としては、ごく一般的な保育所の中でも、保育の営みの中にでそういったところがもう少し含まれれば、親の立場としても

安心するといった趣旨での御発言だったかと思しますので、両方のことを含んで我々も今後、考える機会にできればと思います。

その他、特段御発言がなければここで一旦終了したいと思います。それでは事務局にお返しいたします。

《閉 会》

【子ども子育て支援課 寄木課長補佐】

松本部長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。今後も、各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、引き続き御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

(了)